

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から15年の節目を
踏まえた防災教育の抜本的強化を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から15年が経過した。月日の経過とともに、東日本大震災当時の状況を十分に知らない世代が増えている。このような中、未曾有の複合災害の教訓を次世代に継承し、防災意識の向上や変化する近年の災害環境に適応する力を育むことは、東日本大震災を経験し、今を生きる世代の責務である。

現在、我が国の防災教育は、東日本大震災・原子力災害の教訓を踏まえた教材が一定程度整備されているものの、各自治体や学校の裁量に依存する部分があり、教育内容の取組の深さや継続性に大きな差が生じている。

防災教育は、自然災害の発生メカニズムなど単なる知識の習得にとどまらず、災害時における的確な判断や地域及び他者との連携など、地域防災力の底上げにも直結する。東日本大震災と原子力災害から15年という節目を迎える今こそ、国が責任を持って防災教育の抜本的な見直しを図ることが求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 東日本大震災及び原子力災害の教訓を踏まえた防災教育を体系化し、全国一定水準の教育課程を整備すること。
- 2 自治体職員や教育関係者等への研修制度の充実強化を図るとともに、防災教育コーディネーターの育成・活用を推進すること。
- 3 高齢者や子育て世帯、外国人住民などの地域住民を対象とした学習機会の拡大を図り、災害弱者を含む地域防災力の向上を積極的に支援すること。
- 4 災害伝承施設や震災関連資料の全国的な連携・活用を促進し、持続的な学習機会の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月8日

衆議院議長	
参議院議長	
内閣総理大臣	宛て
文部科学大臣	
内閣府特命担当大臣（防災）	

福島県議会議長 矢 吹 貢 一